



皇統論
對元
評論
平治騷亂
清水侯郎
編著

リ 5
4957

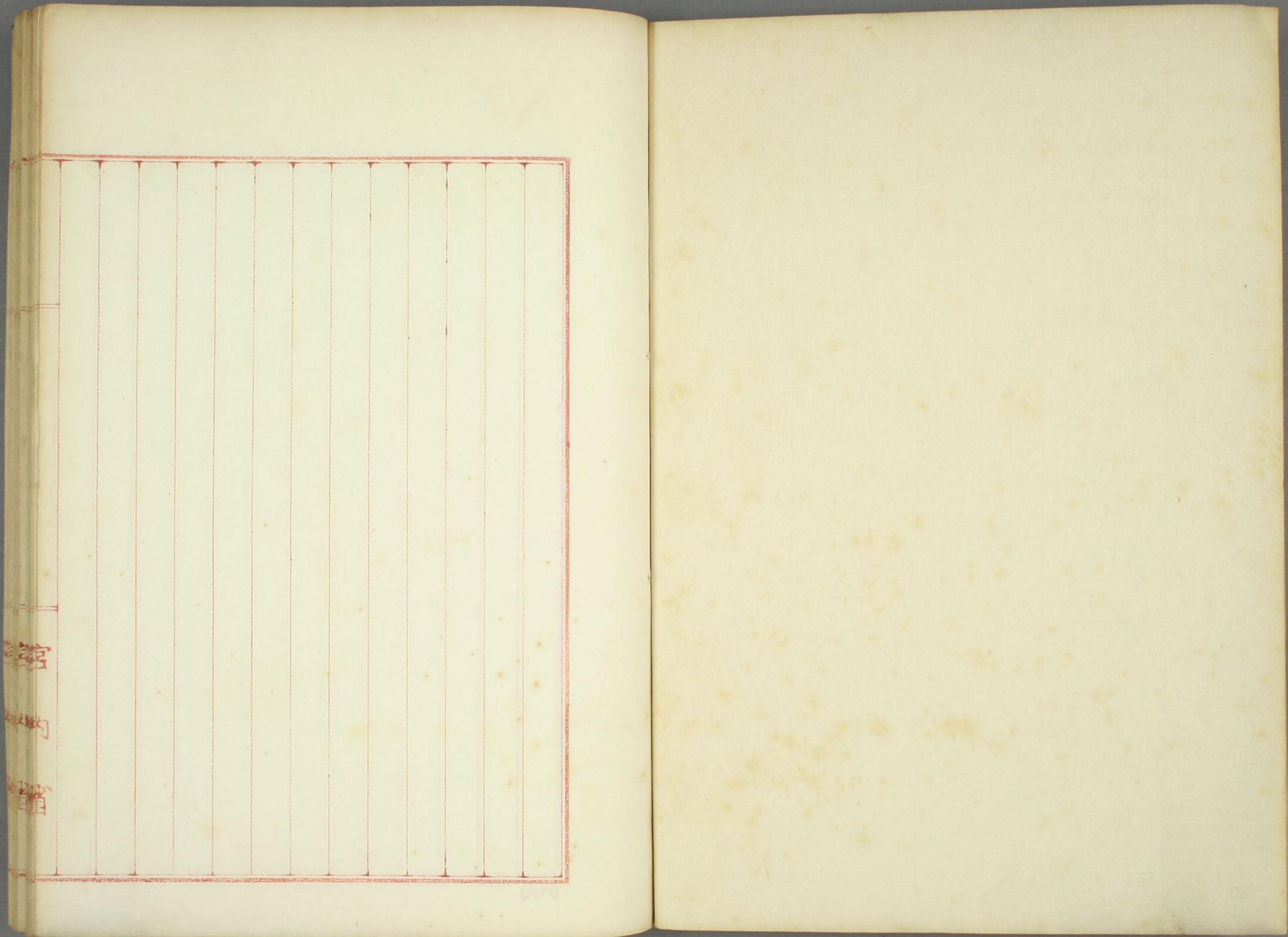


45
4957

9

4-8
1/2

16/08



も扞格ある所なければ、俱に國政を視給ひ、敢て
名號を正此要ふべきこと、皇太子中大兄命の齊明
帝に於ける事例にも比せべきが、然れば書紀の
一篇、いかにしても、皇后登極の事實を發見する
能はず、古事記の帝代は、仲哀帝の後を承くるに、
直に應神帝を以てしたれば、皇后の登極を認め
ざること、言ふまでもふし、延喜の諸陵式も、亦帝
王を以て遇せる書法に、非るふり、さてこそ、ト
部兼方朝臣ハ、神功皇后ハ帝位に即らず、仍て古
事記ハ、帝皇の御代に立てざるふりと言はれた
れ、然るに後來の未書俗史ハ、書紀の特標を見て、
もとより帝代に加へたるか如く考へ、古事記に
參替すべきことを忘れ、直に皇代に列して、十五

世に數ふるは、無識の甚しきものと言はざるを
得ぬ、因て今紀記二典の成文、及び延喜の諸陵式
を擧げて、皇后登極の實ふべきことを論断し、次に
諸家紛々囂々の論說をも列載して、聊の詳論を
加へ、參考に供せらるること左の如し、

日本書紀卷八

足仲彦天皇

同卷九

氣長足姫尊

同卷十

譽田天皇

○右の文を通考するに、足仲彦天皇崩御の明
年を、皇太后氣長足姫尊の攝政元年と定め、其

の三年に、固り胎中に在りて天皇とあるへき
御子に定り居たる、磐田別皇子の、漸く長じて、
四歳にふれるを待ち得て、立皇太子の式を行
ひ、是れこそ、先皇の継承者なれと、内外に宣布
せしこと、明確にして、疑ふべからざる書法な
り、^{カク}恐れけれど、之を九人の家事に例はれれば、先夫
既に没したるに、嗣子猶幼弱ありまゝ、寡婦自
ら後見者とありて、家政を料理し、其の子の四
歳に至るを待ちつけて、是れ即ち先代の家督
相續者あることを、親戚故舊間に披露したる
に同じ、但し皇后攝政六十九年、餘り長きに
過^りきたるかを疑ふ者も有れど、母子の間、終に
嫌隙あることなく、俱に天下の政を視て、國運

また、隆昌に向へば、太后の隠退をいそぐ
必要もあらず、太子も亦特使宸位を正念慮も
あらず、悠々歲月を経過せしむらむ、又之を庶
民の家に譬ふれば、母子同心協力、家業いよく
繁昌はれば、子の母の隠退を悦ばず、母も身代
引渡ふといふ形式を行ふ要もなく、其のま
ゝ打過すしと同様なるべし、後來中大兄命は、
齊明帝の皇太子にて、帝崩後七年間、おほ宸位
に即のかりしも、天下の政を遂行するに於て、
些の支障もふかりしを思ふべし、要はるに、釋
日本紀に皇太后攝政元年を解して神功皇后
不^レ即^レ帝位^一仍^レ古事記不^レ立^レ帝皇御代也と云へる
は、確乎として動成べからざる正説あり、

古事記中

○右は、仲哀帝の後を承くるに、直に應神帝を以て此、其の間に神功皇后の加はらぬ事は、明々白白々、毫も疑ふべき餘地を存せむ、

延喜式二十一 諸陵祭

○右は同じく陵と書出るも、推古皇極に天皇の號を用ひ、神功を皇后と呼ぶを見て、其の間正しく區別あるを知るべし、且つ岡宮崇道追尊天皇、皇后贈皇后も猶陵號を用ふ、草壁は皇太子ふり、猶岡宮御宇と云ふ、されば、陵及御宇等の字面を以て、直に登極天皇ふりとある能はざるハ、言ふまでもふし、

釋日本紀十一 述義七

○右は明確なる正説にて、誰か之を非議あるを得む、仙覺萬葉抄釋日本紀並引攝津風土記の息長足比賣天皇ハ、常陸風土記の倭武天皇播磨風土記の市邊天皇と同様にて、民間の俗稱と知るべし、扶桑略記に、神功天皇と標書したるハ、何の根拠もふし、妄稱あり、帝皇系圖に、神功皇后、漢家女順聖皇例呂唐皇祖之皇年七十、日本帝皇系圖に、神功皇后、女帝始ふどあるは、漸々に附會せしものにて、妄説言ふにも足らぬ、其の他神功を十五世とせし末書俗史多けれど、枚擧に違あらず、

白石遺文 卷上

古事記不係神后之事

古事記不係神后之事

應神非十四月生

應神位定矣

○右神功皇后應神帝の事、鑿說甚だ多しと雖も、皇后登極の有無に關係あるものは、此に用なければ、言はれ、其の中古事記を推尊して、皇后を帝代に加へざるを、是とせしは、正當の見解と言ふべし、

澹石齋文集卷四

神功皇后論

○右神功稱制、攝行万機、悠久間曠、殆七十年、といへど、皇太后政を攝し、皇太子之を輔け、國運まはしく隆昌に向へば、何の非議あるべきとしか、之あらむ、七十年を悠久といへど、應神帝は、實

算一百十一歳あり、崩年までは、猶四十一年あり、今日短壽の人情を以て、之を論じ、恐くは當を得かたからむ、又征韓を論じて、興無名之師、伐無罪之邦、以要重弊、と云ふは、元祿昇平偷安の人情あり、之を以て、仲哀帝末年、多事の時を論じ、へきにあらむ、又立皇太子式を、樞前に行へば、仲哀の儲貳あるれども、程過かては、誰の儲貳あるかを知らむと、何事ぞ、己に嗣子と定まり居る皇子の披露式が、遅れたりとして、何ほどのことか有らむ、又文字ふき世あるべし、攝政の名は無けれど、攝政の義は有りと言へば、皇后の僭位に非ること、明あるに非ずや、又應神帝もし皇后に先た、バ、大統を殆く是る如

くいへど、應神帝には、數多の皇子坐せり、孫を以て祖に継ぐハ、珍事にあらむ、文武帝ハ草壁皇太子の子を以て、大統を承けしに非此や、所謂孫を以て祖に継ぎたれども、更に大統を殆くしたる形迹なし、又薨坂忍熊ニ皇子に心を寄せて、其の敗亡を悲みたるハ、餘りに皇后の御事を疑ひたる論にて、當時の事情に恰當せりとも思はれぬ、

讀神功皇后論問答 寶永五年 仙臺 遊佐好生

水戸儒臣栗山成信 稿源 神功皇后論

○右栗山潛鋒の論、皇后の征韓を無名非理とし、攝政七十年を、貪權太甚と云ひ、攝政三年の立皇太子を誤解して、南面僭位とせしは、略安

續澹泊の說に同じ、遊佐好生の駁議を招くも、亦止むを得ざるあり、好生ハ蓋し山崎世加の徒、其の情理を論ずる所、大に聞くべきものあり、

日本書紀通證十四

○右立太子を、普通の帝紀の立太子と同一視したるは、無替の見解に非此や、攝政者の立太子ハ、承くる所、先帝の後あらざるを得ぬ、之を凡人に例すれば、攝政ハ後見に同じ、後見者ハ先代の相續人を、擅に自己の相續に、改定し得べき道理なきに非此や、又古事記、不別立_レ記者、非_二編年書也_一、とハ、何ごとそ、古事記ハ、正体の編年史にハ、非_レ此_レとも帝代を順次列載したる書

古事記
正体
編年書

に非たや、其の帝代を順次したる書に、皇后を
特書標出せざるは、確に帝代に加へざる明證
に非たや、

大日本史論贊卷之五

仲哀息長足稚皇后

○右の贊ハ、前出神功皇后論と大同小異あり、
其の中、穉有大贊ハ、古書に證左ふし、不予閏位
ハ、女帝の書法を用ひぬと云ふことか、女帝あ
らぬを、女帝と書此能はかるハ、當然の事あり、
其義嚴矣と、贊此るほどのこととに非た、

大日本史論贊卷之一

應神

○右の贊ハ、穩當あり、大体に於て、非議此べし

所ふし、但し唯問安視膳是務而已ハ、當時の實
情にハ非るべし、

大日本史七十四后妃一

○右の註文は、古來幾十人の學者か、深思熟慮
の結果ふれども、今猶考ふれば、文中立爲太子
名實不正、皇后疑_ニ乎即真矣、は、疑ふべからざる
を、疑へるに似たり、これ攝政三年の立皇太子
を、専ら皇后の後を繼ぐべき太子と思ひ違ひ
たる疑あり、又文中、今不_レ没_ニ其實_一ハ、贊語あり、除
くべし史家か事實を没_レたべからざるは、言ふ
までもふし、又文中、又不_ニ別作_ニ皇后紀_一ハ、蛇足あ
り、略于此と此べきに似たり、偏に紀記ニ典に
從へば、紀傳史体として、皇后本紀を立て得ら

るべきに非此

古事記傳三十一

○右荒漢として判別なきか、上代の有様なれば、某年月日即位立皇太子など、定まりたる事ハ、ふき由に説かれて、餘りに日本書紀を無視したれども、要ハ仲哀帝の後を承くるハ、應神帝ありといふに歸せ、されバ、神功の登極を認めざるハ、言ふまでもあし、

嚶々筆話

天保十三年刊行

神功皇后攝政考

小泉保敬

○右一篇の考説此べて杜撰孟浪一も取るべき所なし

大八洲學會雜誌

明治二十二年

神功皇后は皇統歴代に列し奉らるべき議

岩代 官城三平盛至

○舊事本紀にハ、神功天皇の御を見出、歴代に立ておるにハ、服従する能はずと言ひてハ、恭順の禮を失ふに似たり、必此口外此る勿れ、神功皇后ハ世に希ふる英武の御方と、仰せ奉れハ宜し、代數に入らぬとて、慨嘆此る要を見出

日本政記卷之一

仲哀天皇

○此論、此に用ふしと雖も、皇后の征韓を非議せるを、辯解せし文ふれバ、姑く茲に附此、

皇統正閏考

速水行道謹録

神功皇后

○右は、文久元年草稿、明治十年進献の書なり、普通徳當の説にて、敢へて非議を述べず所を見ず、但し皇朝史略や、史籍年表ふどは、引證をばき書にも非るを知るべし、

日本書紀通釋三十六

○此の文は、表面は古事記傳の説を善しとせられたる如く見ゆれど、内心は、日本書紀通證の論をも、悦ばれたるに似たり、皇位継承の國家の大事あり、西可曖昧の説を許さず、以上記し來りて、颺言して曰く、當今聖明上に在り、賢良之を輔くれば、皇位継承の事、一に正史の成文に據りて、之を断し、雜史亦書、紛々の説、囂々の論には、一切耳を傾くること、無かるべしと雖

も、亦古を談する學者をして、悉く銜口緘黙せしむる能はざるは、勿論ならむ、要は其の好奇の説を聽かざるに在り、立異の論を採らざるに在り、如此なる時、其の説其の論、終には漸滅灰盡して、毫も痕迹を留めざるに至らむと此、

飯豊青皇女は斷して帝代に加ふ可からざる考説

飯豊青皇女は、清寧帝崩後、億計弘計二王、天位推譲の際に當りて、十有一月間、臨朝兼政せられたれども、嘗て登極の實證なき事は、紀記二典の本文に昭々たり、隨つて其の墓所も、王臣の列に遇せられし事、延喜の諸陵式に明文あり、然るに、扶桑記と云へる書は、和銅中進奏の日本紀に據れる由にて、之を帝代に加へたるを次々の未書俗史ども、徃々附和雷同せり、然れども、當時の朝廷嘗て之を確認せられし事實あるを見ず、故に大日本史編修の時も、彼此の論難、是非の疑議もななくして、直に皇女傳中に載録せられたるを、其の

後、世に出でたる古事記傳は、極めて微妙なる口
吻を以て、登極せられたるかの如く婉曲の筆を
用ひたり、後來矢野玄道老は、其の説に根據し、明
治三年、美賀保志彌夜を論著して、扶桑記以下の
俗史未書を臚列引證し、確に天位に登れる由を、
縷説細論せられたり、當時其の説を以て、指紳の
間に、入説せし者有りし結果にや、同十四年、徳大
寺宮内卿より上申して、之を帝代に加へ、謚號を
も奉らむことを建議せり、然れども、當時修史館
員等の駁議も有りし爲めか、遂に御裁可も及ば
ざりしは、將來學者の聚訟を塞ぎ、皇室の煩累を
避け得たるものにて、何の慶幸か之に如くもの
有らむ、然れども、常規を厭ひ、奇異を悦ぶは、庸人

の習なれば、後來亦此の論議の復活せむことを
恐れて、初、又紀記ニ典の本文を擧げ、延喜の諸陵
式を抄し、次々に諸家の考説を列して、一々之を
論斷すること下の如し、

日本書紀十五

○右の文にては、飯豐青皇女は、億計弘計ニ王
天位推譲の間、暫時臨朝秉政せられしまで、
て、一も登極の事實を發見する能はず、尊と云
ひ、崩と云ひ、陵と云ふこと、上古に在りては、必
ずしも登極天皇に限らざることとは、下、又微證
を擧げて、之を明辯すべし、

古事記中

○右の文は、清寧帝崩後、二王を得たる趣にて、

日本書紀とは異れども、文中飯豊王登極の事實を認むるを得ざるは、同一なり、當時雄略帝皇族誅劔の餘を承けて皇親四散せるが中に、飯豊王のみ、角刺宮に坐したれば、天位を繼ぐべきは、此の王のみなりしに、幸に億計弘計ニ王を得たりと云ふに過ぎず、坐角刺宮と云ふも、深意あるには非るべし、唯其の居處を示したるまでと見ゆ、坐畝火之白檮原宮治天下也、坐葛城高岡宮治天下也などの書法とハ、全く異れり、若し強ひて同様なりとせば、本書の例として、白髮大倭根子命の次に、飯豊命として、別に帝號を標出せざる可からず、然るに其の之なきは、帝代又加へざる明證に非ずや、

延喜式二十一 諸陵寮

○右は、延喜聖代の定式よて、當時諸司百官の遵奉せしものなれば、今日と雖も、古制を考ふる者の輕視すべきものに非ず、其の書法畝傍山東北陵畝傍郡原御宇神武天皇、烟能哀野墓日西武尊在、武岑墓昭太郡北城東海公、戸等に對比して、飯豊皇女は、確に王臣の待遇なることを知るべし、後世之を改めて陵とせし事實あるを見ず、又改むべき理由もなかるべしと信ず、

大日本史卷之五 本紀
同卷之一百 皇女列傳

宮内省

○右は、専ら日本書紀に従ひて文を成し、未書俗史の記載ハ、一切之を顧みざるものなり、又飯豊皇女を、書紀履仲紀にハ、帝の女とし、顯宗紀には、天皇姉とありて、彼此矛盾せり、古事記に、市邊押齒別王之妹忍海郎女、亦名飯豊王とあれば、斷して履仲紀を正とせべし、顯宗紀の姉ハ、蓋し姨の誤りならむ、姉姨草體相似たればなり、此は系統又就いて、大日本史ハ、考定又従ふべきものなり、

古事記傳四十三 甕栗宮卷

○右の説は、坐葛城忍海之高木角刺宮の語を、甚しく重く考へたるものにて、其の説の全意を、裏面より直説すれば、飯豊皇女は、清寧帝崩

後、天位に登りしならむ、若し其の在位久しからば、帝代に加へられたるべし、若しくハ、先代に確乎たる女帝の例も有りしならば、一代に立てられたるならむとの意に歸するなり、これ即ち美賀保志彌夜の論説の端緒を開きたるものと云ふべし、

皇統諱謚考

小山田與清

○右の諱謚考は、精思熟慮の暇もなく、忽卒に書したる由なれば、論じるも足らぬ、菟道稚郎子さへ、帝代に加へたるなど、其の書杜撰を極めたり、

美賀保志彌夜

○尊と云ひ、崩と稱へ、陵と呼び、又天皇とも記

ししことは、もとより皇女普通の待遇ならぬ
ことには、言ふまでも無けれど、唯尊崩陵の字面
天皇の稱呼のみを以て、直に真天子として、帝
代又加ふべしと云ふは、無誓の論と言はざる
を得ぬ、日本書紀七、景行紀に、日本武尊云云、崩
于能哀野云云、葬於伊勢國能哀野陵と見え、古
事記中、日代宮段も、倭建命云云、歌竟崩云云、
作御陵云云、其御陵謂白鳥御陵とも記され、又
常陸國司録上の風土記も、倭武天皇巡幸海
邊云云、倭武天皇之世云云とさへ見えたり、し
かも日本武尊の真天子と非ること、ハ、明確な
る事實と非ぬや、又日本書紀十九、顯宗紀に、天
皇の御辭を載せて、於市邊宮治天下、天萬國萬

押磐尊と見えて、播磨國司録上の風土記も、
市邊天皇と書されたり、然れども押磐皇子の
真天子と非ること、ハ、明白なる事實に非ぬや、
但日本武尊ハ、西征の勞ありし上、復東伐に任
を命じたる慰諭の詔も、是天下則汝天下也、是
位則汝位也と仰せられしほどなれば、東征の
歸途、もし膽吹山の難と遇ひ給はば、終又ハ
天位又も登り給ひしならむ、さればこそ、古來
特別なる尊稱を用ひたるも、宜なりけれ、押磐
皇子も、雄略紀も、天皇浪穴、德天皇曾欲以市邊
押磐皇子傳國、而遙付屬後事云云、射殺市邊押
磐皇子と見ゆれば、安康帝もし眉輪王の變に
遇はせ給はば、蓋し又立て、皇太子とし、終

宮内省

小ハ天位ふも登り給ひしならむ、されバ其ハ
尊稱を用ひしも、全く故なきハ非るべし是
等の事例より推考されバ、飯豊青皇女は、ニ王
推譲の間、臨朝秉政せられたレバ、普通の皇女
と異れるを以て、史家が尊稱を用ひたるハ毫
も怪む不足らざるなり、以上レ事實あるを以
て、徒又尊崩陵天皇ハ字面レみを見て、直又登
極の證又備へ、帝代に加ふべしとの説ハ、い
にしても、首肯あること能はざるなり、次に扶
桑記に引きたる和銅中進奏の日本紀ハ、後人
彼此推測の説ハあれども、其の書の實相ハ、遂
に知ることに能はざるべし、是の書、もし正確の
ものならバ、養老日本書紀の再撰ハ、何の故な

るを知らず、其の養老日本書紀が、後來朝廷の
正史となりたるを見れば、和銅日本紀ハ、朝廷
の裁可を得る能はずして止みしものならむ、
さてこそ、其の書ハ終に廢絶もしたるなれ、其
の廢絶の日本紀を、今日に復活して、之を徵證
に供へむとあるハ、徒に奇を好み異を立つる
ものと言はざるを得ぬ、且つ扶桑記を以て、現
存扶桑畧記の本書とすレバ、皇年代略記に扶
桑畧記者堅固皇國の沙門之抄物、有參差事、不
可引用之由、先賢示之者也、とあれバ、隨つて扶
たり、水鏡ハ中山内府撰と云へど、一定の説あ
るに非レ、恐くは扶桑記などの異説を脱びた
るならむ、神皇正統記にハ、顯宗天皇同母の御

宮内省

姉飯豐尊、しばらく位に居給ひきされど、やがて顯宗さだまりまし、しによりて飯豐天皇をば、日嗣にハるぞへ奉らぬなりと見ゆ、位に居給ひきとは、所謂攝位に居給ふ意なるべく、臨朝秉政の大意を取りたるものならむか、其の日嗣にハかぞへ奉らぬと云へるこそ、確乎不拔の見解とは云ふべけれ、此の他の末書俗史ハ、大同小異、概ね扶桑記に根據せしものと見ゆれば、論ぶるまでもなし、右の如き薄弱なる徴證を以て、紀記二典の本文、延喜の定式を破らむと云は、恰も朽廢せる鋤犁を執りて、富士の大山を崩壞せむと云はる類にやあらむ。

皇統正閏考

速水行道謹録

○右正閏考の序言及び後附に據れば、文久元年九月草稿、明治十年二月進獻の由なれば、其の世に出でたるハ十年後なるべし、因て此に附す其の説ハ、扶桑畧記水鏡等に從ひ、飯豐青皇女を帝代に加ふべしと云ふ、即ち美賀保志彌夜に同じくして、唯其の考證の疎略なるのみ、但し現存日本書紀を疑ひて、是の書にも原は載せられたりしを、後に刪られしものなるへきこと、水鏡の文に照して知るべし、是の紀上奏の後、屢改刪有りし事、比古婆衣に委しく見えたりと云へるハ、何の證左もなき臆測に過ぎず、強ひて自説を立てむとして、正史の成

文を信ぜざるハ、恐多きこと非也や、假に後
世改剛ありとしても、改剛たべき理由ありて
改剛せしものと思はるれば、改剛を経たる現
行本を以て、書紀の正文と信ずるを、至當と
べし、卑近の例なれど、大日本史は、舊紀傳と新
撰紀傳と二通ありて、其の間大懸隔あり、其
の新撰紀傳も、草本と刻本とに相違あり、例せ
ば草本に、楠參議を將軍家臣傳に列したるを、
刻本にハ、王臣の傳中に加へたり、茲に學人あ
り、草本を引き來りて、家臣傳より除きたるは、
不當なりと云へば、自説ハ立つべけれども、精
考熟慮の上、改訂したる刻本を觀る本意にハ
非るなり、大日本史ハ、一に現行刻本を以て、正

文と信ぜざる可らざると、同様なり、

飯豊天皇御儀ニ付上申 明治十四年十二月

太政大臣三條實美宛 宮内卿徳大寺實則

○右建議の主意、當時に容れられて、萬一御裁
可にもふりしおらば、後來學者の聚訟を招き
て、皇室の煩累を増し、果して幾何そや、嗚呼
危哉、岷々乎たり、

別紙宮内省上申、飯豊青尊ヲ、御代敷ニ立ルノ議
御下問ニ付、古事記日本書紀ノ要ヲ摘録シテ、意
見ヲ左ニ陳ス、 明治十五年一月十日 修史館

○右枝葉の論を除くば、大体に於て、穩當の公
議と云ふべし、當時奇を悦び異を立つる學者
をして、大に顧慮ある所有らしめしや、疑ふる

宮内省

るべし、

飯豊天皇、御事、客年上申スル所アリ、然ルニ今
修史館ニテ、其説ノ當ラサル由ヲ述ベラレタリ、
因テ之ガ答辯ヲナスコト、左ノ如シ、

侍講局御系譜掛

○右の説は、強ひて自家の考を曲げらむと
欲此るに過ぎず、故に自家の考に合はぬ時は、
古史の正文をも疑ひ、顯宗紀首を舍人親王の
舊文ありや否、未之を知るべからずと云ひ、單
に尊崩陵の字面を、登極の證に供へ、古事記の
文をも、曲説あるふど、武断も亦甚しと云ふべ
し、其の他枝葉の言に至つては、論あるまでも
あし、

飯豊天皇御即位考證

○右は編者の名を書せ此、恐くは井上頼因老
の輯録あらむ、其の書、美賀保志彌夜の引證を、
原書に校合し、之を順次連載して其の他登極
にハ餘り用ふけ八九の書を、増補したるのみ
あれば、今更之を論じる必要あるべし、
日本書紀通釋四十五

○右ハ、飯豊青皇女を、一代に立つるを、至當と
考へたる説あり、尊崩陵の字面を、登極の證左
に備へ、又坐葛城忍海之高木角刺宮也を、御世
々々の天皇の天下所知看文例に同じと云ハ
れ、且つ今の日本書紀私計天皇紀首は、舊文を
改作せられたらむと考へられたるハ、俱に臆

断とも妄断とも云ふはありあし、又文中或人
説ハ、論ずるまでもあし、要するに、此の釋文ハ
美賀保志補板の考説に眩惑せられしものな
らべし、

皇親系圖 明治十年七月 修史館第二局甲科編纂職員

○右ハ、井上本に清寧顯宗二帝を脱したれば
前後を知るに由あしと雖も當時修史館員ハ
飯豊皇女を帝代に列せざる説を執られたる
ものと見ゆ以下近年飯豊皇女に關する考説
の一斑を鈔出して参照に備ふるものあり

纂輯御系圖 明治十年十二月

議官 福羽美靜 檢閱
少書記官 横山由清 編纂

大書記官 黒川真頼 編纂
○右は、元老院編纂員の意見にて、飯豊皇女を、
帝代に加へぬ説と、知られたり、
皇位繼承篇卷七 明治十一年八月刊

議官 福羽美靜 檢閱
少書記官 横山由清
大書記官 黒川真頼 編纂

○右ハ、纂輯御系圖に、飯豊皇女を、帝代に加へ
ぬ説明書と、見るを得べし、

大政紀要總目 右大臣從一位大勳位臣 岩倉具視等奉 敦撰
大政紀要上編

皇室典範義解
古事類苑帝王部

○右大政紀要皇室典範義解古事類苑三書、俱に飯豊青皇女を皇代に加へぬ説あり

皇統系圖

皇統系證注

○右ハ、編成の年代を詳にせむ、其の系圖にハ、飯豊皇女を、皇統にハ加へざれど、證注ハ、矢野玄道老の流れをくめる者の所為ならむ、

日本文學第七 明治二十二年

歷朝世數を一定すべきの論 栗田寛

○右ハ、明治初年、國學者の間、盛に唱道せられたる、飯豊皇女即位説に従はれたるなれど、紀記ニ典の明文を捨て、延喜の定式を顧みず、徒に廢絶の和銅日本紀、及び俗史赤書を信用

したるハ、遺憾限りふしと云ふべし、

明治會叢誌 明治二十二年

栗田翁の歷朝世數を一定すべきの論を讀んで感あり 井上 賴文

○右ハ、本居平田二翁を経て、矢野玄道老に至りて、大成したる、飯豊皇女即位説を、承け継きたる井上賴文老の持説を、賴文子の名によりて、發表したるならむ、御一代にても増加されば、それが皇室に忠なる如く考へたる謬見ふり、其の非説あることは、上に辯じ置きたれば、此に言は此、

大八洲雜誌 明治三十八年

角刺官御事蹟辨疑 逸見仲三郎

○右美賀保志彌夜を妄信したる以外、何ら發
明の説を見ぬ、故に之を論駁せらば要ふし、
以上記し来りて、熟之を考ふるに、清寧帝崩後、億
計か計ニ王推譲して、天位に即ち給は亦る間、一
日萬機の政、寸時も空しく成可らざるを以て、飯
豐青皇女ハ、婦人の御身ふら、暫く之に當り給
へるあり、即ち天下の大政を、御身に引受けて、行
ひ給へれども、所謂臨朝秉政ふれば、之を以て、直
に臆断して、登極聽政とハ云ふべくもあらず、さ
れど、後未始めて史を修むる時に當り、幾多の疑
議も紛起して、或は親しく天子の實を行ひたれ
ば、即ち天皇ふりと云ふ如し論も有りて、直に帝
代にも加へ、系圖にも載せたるものも有りしふ

らむか、是れ所謂和銅進奏日本紀編者の考にも
有らむか、それやがて朝廷の正史とふりて、其の
間に異議を挾む者もふく、之を傍證するに、古事
記の存在ありて、延喜の定式も、正しく王臣の
待遇ふるに、今更廢絶せらる舊日本紀を復活し来
り、未書俗史の記成所に從ひて、紀記の二典に反
し、延喜の定式に背かむとするは、徒に奇を好み
異を立つる謬見と言はざるを得ぬ、當今聖明の
宜しく理義の至當に歸し、名分の公正に從ひ、須
らく日月の光を放ちて、燭火の如き美賀保志彌
夜以下の私論臆説を、照破せられむことを希ふ、

弘文書院に改題されし書物の考説

弘文書院代は改題すべきものに非ざる考説

日本書記ハ、養老進奏、當時嘉納の正史なれば、千
萬世の後と雖も、妄に布衣匹夫の横議するを許
容すべきものにあらざらん。然るに其の書、天智天武
二帝の間に、舞文曲筆の迹ありと云ふ者あると、
其の弘文書院代を立てざる所以は、當時吉野宮に
於ては、弘文書院の踐祚を、邈視せられたるべく、隨
つて、淡海後朝の成立を、眼中に置かざりしなら
む。故に、天下大定、淨御原朝の立つに及ばず、自
ら、淡海先朝の後を承けたるものとして、後朝の、
其の間、に介在するを許さざるべきは、當時の事
情、尤も然るべき勢にて、毫も怪むに足らざるな
り、舍人親王の編史ハ、是の義に従ひ、胸中自ら定

論の存するありて、曲筆などの意は、毫も懐うざりしなむ、恐れけれど、之を九人の家事に例をれば、茲に同母兄弟あり、實母在世中、同心協力、家政改革に勤勞して、其の功績顯著なるも、兄先づ家督を継ぎて、弟に及ばざる順序なり。兄の晩年、愛子の情に惹かれて、庶腹の子に家督を譲らむの意ありしを、家僕らの内にも之を迎合する者ありて、庶子と共に、種々の秘策をめぐらし、たらむを、己に相續者たる弟は、其の曲折を推察して、危険の身に迫るを恐れ、心をなごせ、一時相續を辭して、隱退したる故、其の庶子は、父歿後、直に家督は相續したれども、かくに付きて、叔父の野心あるかを疑ひ、防備甚だ嚴なりしを、叔

父は、大に憤懣し、終に非常手段に訴へて、姪を無き者にしたる後、自ら家督となりしに、其の子孫や家僕らが、家系を正す時、有耶無耶に終りたる相續者は、一代に加へて、先代と稱するに足らざるを、除外するを、當然なりと思ひ、其のまじりになり、末りし類なりむか、又書紀の舊文は、天智紀に次きて、大友紀ありしを、後世削去したるむと云ふ者もあれど、何の證たもなき臆説にて、論するに足らざる。又壬申の歳を、天武帝元年と書きたるハ、書紀ハ、曲筆なりとして、明年癸酉を、元年に改めたるもの、有るは、何の故あるを知らざる。壬申七月二十三日、弘文帝崩後、自然の結果、天武帝の御代となりたれば、元年と改むるに於て、何の

不可あらむ。元年は必ず即位の歳なりざる可ら
ずとす。定例なし。勿論即位の歳を以て元年と
せし御代も多うれども、即位の明年を元年とし
たるも數多あり。又、即位後四年を元年とせし
もあり。之に反して天智紀ハ、即位前七年を元年
とし、持統紀ハ、即位前四年を元年と定めたり。古
と今と制は異れども、明治天皇ハ、踐祚の明年を
即位元年と定め給ひしに、今上ハ、踐祚の歳、即ち
即位前四年を元年と定め給ひしに、非を承され
ば、天武紀首の紀元は後世擅に改むべきものに
非ざるなり。然らば、総べて書紀ハ、本文に従ふを可
なりとせば、弘文帝は、終に帝代に加ふ可らざる
か、莫ぞそれ然らむ。淳御原朝既に去つて一千有

餘年、當時の事情ハ、早く已に一掃せられたり。然
らば、當時の真相を大觀し、之を事實に徴し、之を
大義に断して、當時を距る遠くざる實録に據
り、弘文帝代を立つるは、大中至正の公議とこそ
云ふべけれ。漢字者等が、天智帝の唐制模倣を尊
び、國字者どもが、天武帝の舊事保存を悦び、延い
て弘文帝代の存否を論じ、如きは、各其の字ぶ
所に僻するものなれば、再を傾くるに足らざる
なり。さて、懐風藻は、弘文帝の曾孫淡海真人三船
の撰にて、書紀進奏後、三十二年の書なり。即ち撰
者は、帝の後裔なり。撰時ハ、當時に遠くも、或され
ば、尤も信憑をべき實録なり。其の書に、大友皇太
子云々、立為皇太子と有るは、大海人皇太子

已に披剃して南山に隱退したれば、天智帝崩後、
帝位を踐むべきは、大友皇太子に非ざりて誰ぞ、
況や未言なきも、大鏡、水鏡、年中行事、秘鈔等に、登
極の月、四までも明記せられたるに於てを、故
に弘文帝代を立つるは、淡海後朝の遺傳説に従
ひ、淳御原朝の正史を槩括したるものと云ふべ
きなり、然らば、書紀辛未の歳は、天智帝崩御の年
にて、明年壬申は、天武帝元年なれば、弘文帝在位
は、何處に繫くべきか、帝の在位は、正しく辛未十
二月三日天智崩御より壬申七月二十三日まで
なり、當時辛未を元年とし、壬申を二年とせしが、
又辛未を默過して壬申を元年とせしか、これら
は、定め給ふ暇なく崩したるべければ、今けし

如何ともする能はざれば、辛未は僅に二十七
日にして、歳盡に至れば、姑く默過して壬申を元
年に定むれば、壬申は、即ち弘文帝の元年なりと
同時に、天武帝の元年なり、其の類例を求むれば、
孝謙帝己丑の歳、四月十四日、天平二十一年を改
めて、天平感寶元年と云ひ、其の七月二日、復改元
して、天平勝寶元年と號せり、これ癸丑の歳は、感
寶元年なりと同時に、勝寶元年なることは、よく
似たら例なり、但し、續日本紀ハ、癸丑の歳首
に、勝寶元年を標出して、其の中に改元を記した
れば、感寶の年號は、恰も埋没せられたる姿にて、
後世の年代曆年表等、いうに、之を表面に
掲ぐる事能はざるなり、されど、感寶の年号と

て決して隆外せらるべきものにあらずや弘文帝
元年天武帝元年に合まりて殆ど其の存在を
認められざるが如き也此の類に非ざるを得む
や以上の理由によりて上下二千載を通観し當
時の情勢を熟察し大義に依りて名分を正す時
ハ止むを得ず正史を際括せざる可らざるを
知らばし是れ恰も建武明德の間比較的勢力強大
なる平安朝廷は微弱なる吉野朝廷君臣の立儲
即位任官叙位等を認めされども明徳以後近世
年号を記述せむ公卿補任布吉野朝廷臣の外選叙を
たせ百年論定の今日ハいかにも平安朝廷の
記文を超越して吉野朝廷の正統を認めざる能
はざると同類なりむか今日本書紀を鈔出して

淨御原朝が淡海後朝の成立を認めざるを著し
次に懐風藻の文を録して淡海後朝の遺傳説を
示し両書相比して其の尚の真相を洞察し大義
に依りて名分を正す時はいかにして淡海後
朝の存立を認めざる能はざる所以を論じ次々
に諸家の叙事論議を蒐集攷察して一々之を論
断し以て天下後世に告げ明治三年七月追諡し
て弘文天皇と云ひ之を一代に立てたる盛衰ハ
今後億萬斯年と雖も決して改動をばらざる
所以を知らしめむと
日本書紀卷二十七
同 卷二十八

○右の文表面に於ては終始淡海後朝の成立

を見出さ能はず然れども其の紀事中大海人皇子隱退七閏月間唐使郭務悰等到大喪を告げし事及高麗使進調の事は何朝の行事なるかを疑はしめ且つ近江朝廷の臣等朕不爲めに害を謀るなと云へるハ竊に後朝の存立を髣髴の間に窺ふ能はざること無きや如し

懷風藻序

懷風藻目錄

淡海朝皇太子二首

懷風藻

○淡海朝大友皇子二首

○葛野王二首

○右懷風藻の考説は下文長等の山風に委曲

詳細なり故に言ハズ其の書の成る書紀進奏後三十二年にして壬申歳を距る八十年なれば當時古老の傳説も信を置くに足るべく又所謂魯壁の餘蠹秦灰の逸文は獨り詩文のみにも限らざるべし且つ是の編者の弘文天武二帝に於ける一は曾祖父たり一ハ外高祖父たる關係あれば尤も信すべきは此の書なり此の書に據れば弘文帝の立ちて皇太子となりし事は彰明較著毫も疑ふべからず朱衣老翁日を捧げて至り擧げて皇子に授けたるに忽ち人あり腋衣より出て来り便ち奪ひて將に去らむと云と云へるハ暫時登極の微言なりと見らを得たり然れば之を以て微證に備

へ、淨御原朝の所記を参りて、弘文帝代を立つるハ、當時の真相を看破し、大義に依りて名分を正すとの決して無替の臆断に非るなり、
澹泊齋文集卷四

帝大友紀議

○右ハ、懷風藻水鏡を参酌し、書紀を際括して、帝大友紀を立つるハ、至當の議なれども、書紀稱「天武無一定法」と云ひ、之を曲筆とせらるハ、臆測の論ならむ、稱謂不定とこそ云ふべけれ、い

大日本史卷之十

天皇大友
天武天皇

○右ハ、書紀を曲筆とし、癸酉の歳を、強ひて元年に改めしハ、數理に昧き學者らの考にて、若し書紀の如く、壬申年を、天武元年となし置らば、弘文帝代を加ふべき所なしと思違ひたる故ならむ、藥師寺塔檣銘の即位紀元は、天武紀の紀元を否定せらるには、足らざる例せば、當今大正六年を、金石文などに、維今上即位三年歳次丁巳と書したりとて、今上の大正紀元を否定する徴證とはならざるに非ずや、此の他、天智本紀に、書紀天智紀の本文を取らきて、天武紀中の天智即位紀元に從へるは、宣しきを得たりとも思はせむ。

大日本史卷之一百十二

臣傳首小序論

○右順逆論別に言ふべき所なし
大日本史論贊卷之一

本紀第一

大友

天武

○右言ふべき所なし但懐風藻の天命不遂は
天壽を以て終らざる義なり然るを天道不終
の意に解したるハ文家の弄筆厭ふ可し

國史纂論卷之二

○右ハ漢文家普通の論にて奇と云べきもの

なし

日本改記卷之三

天武天皇

○右一篇ハ前人の論旨を綜合して文飾を加
へたるに過ぎざり

長等の山風上之卷

伴信友稿

○右ハ長等の山風上卷を録し下卷は弘文帝
の山陵及ハ氏族を書して附録四卷を加へ書
紀壬申紀證註天武年號論持統帝及ハ草壁高
市珂瑠三皇子略歴天智立太子及ハ中大兄名
稱考萬葉和歌集三山考等を集記せり其の考
證旁搜博引緻密精細を極め弘文帝一代の始
末其の曲折を説き盡して殆ど餘蘊なし再四
熟讀覚えを頭地に至る之に比して近藤芳樹
同部東平ら此私説は恰も天辺の皎月に於け
る叢中の螢火とやいはむ但し和銅日本紀を

夢想して、頻りに書紀の改削を云々するも、此
是れ或ハ考證家の餘弊とも云ふべきか。

○右の説を約すれば、一即位の礼を行はざれば、真天子に非ざり、二天智帝の大海人皇太弟隱退當時の進言を用ひざるは、不當なれば、帝崩後壬申靖乱までハ、空位とせば、三弘文帝を正統に係けたるハ、後人が天智帝の御意を推量したる私なり、四皇太弟は、天智帝元年に廢せられたり、五弘文帝は、先帝大喪中、又皇太弟出家に對しても、即位せらるべき義理に非ず、大壬申の歲は、もと空位なりしを、書紀修撰の時、天武帝元年に立てられたり、七書紀の文は、後世さかしらに改めしならむ、八要するに正統に於てハ、大友を除き、邪正に於てハ、天武を

正統論序

○右の説を約すれば、一即位の礼を行はざれば、真天子に非ざり、二天智帝の大海人皇太弟隱退當時の進言を用ひざるは、不當なれば、帝崩後壬申靖乱までハ、空位とせば、三弘文帝を正統に係けたるハ、後人が天智帝の御意を推量したる私なり、四皇太弟は、天智帝元年に廢せられたり、五弘文帝は、先帝大喪中、又皇太弟出家に對しても、即位せらるべき義理に非ず、大壬申の歲は、もと空位なりしを、書紀修撰の時、天武帝元年に立てられたり、七書紀の文は、後世さかしらに改めしならむ、八要するに正統に於てハ、大友を除き、邪正に於てハ、天武を

罪をべしと云ふに帰す、其の他細瑣の論は至りてハ、譽ぐるに暇あらず、今之を辯ずれば、一私文帝在位は、僅に二百二十七日なり、日本長曆通曆推歩大、其の間、先帝山陵の事ありて、程もなく戦端を開きたれば、即位の礼を行ふ暇なきハ、明なる事實に非ず也、即位の礼なくして、真天子ならずと言ふべきものに非ず、下文管政友老の説の如し、二天智帝ハ、君なり、兄なり、太弟の進言を取捨するハ、不當にあらず、然るを不當なれば、空位にきべしとハ、何ことぞ、三私文帝を正統に係けたるハ、當時を距る遠のらざる實録に根據し、上下二千載を通觀し、大義に依りて、之を断決したるものなり、何の利

きる所ありて、天智帝に私すべきを、四廢皇太弟など云ふは、無稽の説なり、論ずるに足らざる、五先帝崩後、皇太子天位に登るは、當然なり、皇太弟が出家したりとて、皇太子が帝位を踐むに、何の憚る所か有る、瓊細の情義を、天位の上りに、言及すべきは非ず、六壬申年ハ、もこ空位なりとは、何ことぞ、私文帝崩後は、天武帝の御代にあらず也、天武元年と定めたるハ、強ち書紀編者の私議とも言がとからむ、七書紀の文は、後人の改削あらむとハ、私文帝代を認むる者も、認めざる者も、共に言ふ所にして、皆自説を主張せむ為めに、正史の成文を信ぜざるものなり、自説に合ふものハ、之を信ず、自説に合は

ざるものは之を疑ふ、放恣も此に至りてハ、甚
しと言ハざるを得ず、八語氣甚だ穩當を歎く、
大炊省足鼎

ゆゑよし

○右の説は、饒舌多辯、其の主意を捕捉するに
苦めり、恐らくハ説者自らも辯じ終りて、茫然
自失せしならむ、今再四通讀、其の説を約せし
バ、天智帝は、唐風を扇揚し、舊物を破壊したる
偽飾奸黠の主なり、弘文帝ハ、其の皇子ふれば、
帝代に加ふ可らず、彦五瀬命、菟道稚郎子命、飯
豊青尊を、皇代に數ふべしとの説は、宜しとハ
思ハぬども、若し之を帝統に加ふる事ハ有り
ても、弘文帝のみは、いかましても帝代に立つ

(六六)

ること、を敬せむと云ふに、歸き、布衣匹夫心に
好惡を挟みて、帝王の加除を議する、其の罪断
して、赦す可らず、其の枝葉の論に至りてハ、杜
撰孟浪、殆ど痴人の夢を語るに似たり、近藤芳
樹老ハ、岡部東阜の友人なりと聞けば、正統論
の出づる、其の胸中の機微を窺ふに足れり、

大友天皇即位考

頼因云此書端々題号補補序叢書十三卷抄出

○右普通の説にて、變りたる所もなし、

皇統正閏考

○明文久元年編
明治十年進獻

速水行道謹録

○右ハ、徹頭徹尾、現存日本書紀ハ、後世大友紀
を刪去せしものなりと云ふに、歸き、削去説の
臆断なるべきこと、は、上に云へるが如し、

弘文天皇御世代之義ニ付、近藤芳樹意見書、三條

公ヨリ下問有之候間、各官意見、付箋ヲ以テ條陳有之度候也、

十二年四月廿一日

諸局編修官御中

○古は、前出正統論の言辭を變改して、之を反復したるに過ぎず、其の駁議ハ、下文管政友老の說辯に譲る、

私文天皇即位ナシト云説ノ辨 管政友稿

○右の論辯は、大かた近藤芳樹老の說を粉砕するに足りしならむ、但し類りに書紀の改削を絶叫せしハ、穩當なりとも思はれず、

日本書紀通釋六十二
同六十五

○右は、公平妥當の說にて、論おべき所もなし、
史學雜誌 明治三十年八月

大友天皇考 平出鏗二郎

○右一篇、其の說極めて長し、然れども、歸此る所は、源光圀の大友紀を立てたるは、卓偉なれども、其の創造者たるを許さずと云ふに有り、史家は、勿論述べて作らばの義を、金科玉條とすべきもの、大日本史は、古書の正說に従ひ、大義に依りて、名分を正したるまでにて、創造も改作もせざる可言ふまでもなし、然るに平出鏗二郎子の、是の說あるは、恐らくハ伴信友

翁の贅辞、水戸學者どもの誇張に、不快を懷きし結果に過ぎざるべし、されば帝代の加除には、關係なけれど、姑く此に附す、

大八洲雜誌 明治三十四年六月

長等の櫻

逸見伸三郎

○右ハ、久米某を始め、其の他某某等の私文帝代否定説を潰漑し、前人の考説を鈔出し、之を以て、反駁を加へたるものなり、其の駁議ハ、是より先き明治會叢誌、國學院雜誌等に載せたるものと、名ハ變れども、其の實大同小異なれば、一々具録せむ、皆卓犖の論、獨創の説あるに非ず、唯其の精神の存在る所を嘉して、此に書

歴史地理第六卷

明治三十七年十一月

女帝の皇位繼承に關する先例を論じて大日本史の大友天皇本紀に及ぶ

喜田貞吉

一、懷風藻

二、扶桑略記

三、水鏡

四、大鏡

五、立坊次第

六、年中行事秘鈔

○右の説は、業に既に根本を誤れり、天智紀に大海人皇太弟儲位辭退の言を載せて、請奉業、業付屬太后、今大友王奉宣諸政、臣請願奉爲天

皇、出家修道、天皇許焉と見え、天武紀には、臣之不幸、元多病、何能保社稷、願陛下舉天下附皇后、仍立大友皇子、宜爲儲君、臣今日出家爲陛下欲修功德、天皇聽之と有り、これ全く儲位を退く、辞令に過ぎず、天皇許焉、天皇許之とあるは、辞位を聽許したる謂なり、決して誓盟約束の言に非ず、故に其の取捨は、固り天智帝の睿慮に存すべきものなり、然るを、彼此屈折曲解して、云云するは、近藤芳樹の俗説を承けて、之を誇張し、強ひて異説を樹てんとするものなり、尋いで那珂通世の喜田貞吉君の天皇大友本紀の論を讀みての一文あり、惜哉主意徹底せず、相繼ぎて、喜田貞吉の天皇大友本紀の論に關

する那珂博士の示教を謝す、又天智天皇の皇右倭姫は果して即位し給ひしか等の説あり、皆蕪雜冗長の辯を弄して、既定の帝代を紛更せむとす、實に惡むべき邪説なり、

凡そ勝國興朝の史編、前代先世に對して、褒貶當を失ひ、黜陟宜を得ず、是非を混じ、曲直を亂すもの、必すしもこれ無しと云ふを得ず、千載の下、万世の後、其の褒貶黜陟を矯め、是非曲直を正して、不偏不党、大中至正に歸すること、是れ豈容易の業ならむや、士申亂の如きハ、實に國家の大變、王室の深滲なれば、妄りに褒貶黜陟を加へ、恣に是非曲直を論ぶ可らざるハ、言ふまでもなし、然るに胸に偏黨を藏し、心に好惡を挾みて、無誓の言

致怒の論を試るが如きは、狂に非ずむば妄にし
て、王法の赦さざる所なり、今考説を草し、之を終
らるに臨みて、切に希ふ、此の如き狂言妄説の、角
たび世に迹を絶たむことを。

後鳥羽院は安徳帝崩後拍めて正位たるべ
き考説

壽永二年七月二十五日安徳帝西遷、其の八月二

十日後鳥羽院踐祚より、同四年三月二十四日安

徳帝崩御まで、五百九十四日間は、日本長曆天皇和

閏月に東西に二帝ありて、通曆推歩の姿にも見

ゆ、是れ古來疑議の存する所たり、當時後白河院

は、皇祖父を以て、右時上皇を總攬し、

と稱す、皇孫安徳後鳥羽二帝に讓位受禪せしめて、

安徳帝を先帝、又前主、或は舊主と云ひ、後鳥羽院

を新帝、又新主と稱したることは、當時の實録た

る玉海を始め、次々に著れたる記録雜史等に見

ゆれば、安徳帝を讓位の天皇、後鳥羽院を當代の

天子と定めたるは、疑なき事實なり、故に、愚管鈔
に後鳥羽院は、壽永二年八月二十日受禪、此君は、
安德西海へ落させ給ひて後、後白河法皇の宣命
にて、御受禪有也、鳥羽院も、堀河院は、宣命の御沙
汰もなかりけるにや、白河院の宣命と聞か、先々
もかやうなるにこそと見え、神皇正統記に、後鳥
羽院の受禪即位を論じて、先帝三種の神器をあ
ひ具させ給ひし故に、踐祚の初め、違例に侍しか
ども、法皇國の本主にて、正統の位を傳へしま
す、皇太神宮熱田の神、あきらかに守らせ給ふ事
なれば、天位つゝあましまさず、と云へり、然れど
も、之を百世に通じて、其の是非を考ふれば、白河
院以後、院政と稱するもの、既に王者の正道にあ

らず、古今の通誼と云ふ可らず、後白河院は、其の
曾孫を以て、既に天位を去りて二十六年、猶院中
に在りて、政を執り、先に四帝を易置して、茲に復
恣に廢立の儀を行ふもの、決して大中至正の擧
と謂ふを得ず、恐れけれども、其の輕舉妄断は、後王
必ふしも遵守の要を見ざるを如し、されば、今日
に在りては、之を正義公道に照して、壽永四年二
月二十四日までは、神器の在る所に從ひ、正統を
安德帝に繋げ、帝崩後、始めて後鳥羽院の正位を
認むるを可なりとす、因りて、今玉海の文を掲げ、
次に愚管抄神皇正統記の説を示し、次々に記録
雜史を鈔出して、之を論断し、又諸家の論説をも
載録して、博考に備ふるごと、下の如し、

○右兼實公の意見は、京師一日も人主なる可らず、宜しく速に新主を立つべし、但し即位の礼は、神器の歸座を待ちて、徐に行ふべしと云ふに歸す、因りて衆議の上、後白河法皇の宣命を以て、後鳥羽院立皇太子、即日安徳帝讓位、皇太子受禪踐祚、且つ一時二君の疑なめらしめむが爲め、先帝に太上天皇の尊號を奉るべき事に定まりて、兼實公建議の一は、正に行はれたりかくて踐祚の後、即位礼の事につきて、延議二派に分れ、一は速に行ふべしと云ひ、一

ハ神器の歸來を待つべしと云ふ、法皇ハ、速行説に従はれたるに、兼實公大に憤慨して、頻りに神器論を呼號せり、後人この神器論の主旨を誤認し、踐祚の事實までも、不定せむとあるハ、兼實公の本意に非るなり、

愚管抄卷二 皇帝年代記

○先帝讓位の慮慮もなかり、新主受禪といふ事は、疑ひ思ふ者も有るべけれど、白河院以來の流例にて、讓位受禪の事は、總べて治世上皇の御一心にて、定り来りし事を説きたるあり、

全卷五

○後鳥羽院受禪踐祚の事ハ、専ら右府兼實公の計らひありしこと、玉海に詳あるを、猶此の

文に併せて、其の曲折を覺るべし、
神皇正統記

第八十一代安徳天皇

○右安徳帝の治世を三年とせしハ、壽永二年
までを云ふふり、

第八十二代第四十四世後鳥羽院

○右後鳥羽院踐祚ハ、違例にハあれど、治世上
皇の御計らひふれば、踐祚の始めより、正統の
位を傳へたる真主あるべきことを、論述せら
れたり、

百鍊抄第九

○右の文にて傳國宣命を作りしことも、明に
知られ、又安徳帝を前主と稱したることも見ゆ、

増鏡をとろけした

○右ハ、壽永二年八月二十日、安徳帝讓位、甬來
先帝と稱したる證とすべし、且つ後鳥羽院即
位を聞きてハ、平家の人々、心算相違せしなら
むと云へる所、當時の事情を察せし、

平家物語 長門本 卷第十五

全卷第十七

全卷第十八

源平盛衰記 賦卷第三十二

○右平語盛衰記を概論すれば、舊主己に尊號
を奉られ、新帝踐祚ありと云へば、安徳帝ハ讓
位の帝にて、後鳥羽院ハ真主なるべきこと、義
理明白なり、但し神器なきハ、時勢の變、其の歸

座を圖る一途あるのみ、これ當時の實情なり、
其の京田舎に二人の國王出來給へりと云ふ
は、所謂京童の漫評のみ、

保建大記

○右神器の敬重此べきは、言ふまでもなし、其
の文中、以_三躬擁_三品爲_一我真主と云へるは、尤も
審議熟慮を要すべし、義理に合ひて躬三器を
擁したるは、我が真主と仰ぐハ勿論なれど、躬
三器を擁しても、義理に合ハざれば、我が真主
と仰ぐ能はざることも、知らざる可う此、下文
伴信友説考へ合此べし、

大日本史論贊卷之四

安德

後鳥羽

○安德帝讓位、時年六歳、後鳥羽院踐祚、時年四
歳、其の事ハ、委く後白河院の叡慮に出づ、後代
の史家、院の措置、其の宜を得ざるを議するハ、
可なれども、其の措置宜を得ざるが爲めに、當
時の事實を否定するハ、理由なきことなり、

皇朝史略

日本政記卷之十

後鳥羽天皇

○右當時の計を論する如きは、所謂儒生の常
談、奇と此るに足らぬ、其の兼實贊立主之議、而
不可無_レ器即位、非_二通論也、且即位與_二踐祚_一、相去幾
何と云へるハ、肯綮に當れりと云ふべし、

殘櫻記

伴信友稿

附論

○右の神皇論は、栗山説に心酔せる者の大に傾聴せべきものなりとす、

皇統正閏考

連水行道謹録

安徳天皇

後鳥羽天皇

○右安徳天皇は、赤御位を譲り給はふれば、云々、後鳥羽天皇は、赤先帝の譲を受給はふ、云々、など云へるは、全く當時の記録を熟考せず、隨て其の實情を洞觀し得ざる説なり、

以上菟録の書を通觀すれば、壽永二年八月二十日以後は、安徳帝は讓位の舊主なり、後鳥羽院は

受禪踐祚の新主なり、これ儀式上確定の事實にして、毫も疑議を容るべき餘地を見ず、但し安徳帝は、時年六歳、後鳥羽院は四歳なり、皇位授受の事、未だ聞知すべき年齒に非ることも明かなり、其の之を計らひたるは、祖皇後白河院の宸衷に出でたること、言はでも著き事實なり、されは今日に在りて論定すべきは、後白河院の御計らひ、果して義理に適ふや否、後王必お之を遵守すへきものなりや否に存するなり、後白河院の御計らひは、安徳帝の失徳を尤めたるにも非ず、全く禍亂鎮定に出でたる一時の權宜にして、宸慮竊に安じ給はかりしことも、古書明徴あり、されは十歳の下、之を公義に復し、正理に照して、安徳帝

崩御までは、之を正位とし、真主とし、隨て其の崩
後始めて後鳥羽院の正位を認むるは、竊に後白
河院の獻慮を安め奉り、且つ皇孫沆愛の宸表に
も違はざるべきを信するなり、

仲恭帝代ハ疑議を容る可らざる考説

帝王在位の長短は或ハ時勢の泰否に依り或ハ
宝算の壽夭に従ひ世々代々定まらざるを常と
なき又即位の礼大嘗の祭ハ或ハ時運の否塞に
遇ひ或ハ帝祚の短縮ヲ因りて行ふ能はざるこ
とも無きにあらざれば在位ハ短くとも即位
大嘗ハ行はきとも既に帝祚を踐みたる後ハ即
ち真天子なりいふ下か之を否定して帝代に加
へざるを得む仲恭帝ハ在位僅に七十餘日帝王
中尤も運祚の短きものなり古書舊記之を帝代
に加へたるも有れど又加へざるものも多し其
の帝代に加へざるも先帝の禪讓を受けて
正しく宝祚を踐みたることをは確に認めたり

唯在位の日淺きと即位大嘗を行ハぬとを以て
日嗣に加へずと云ふに過ぎず在位の日短きハ陪
臣之を廢しければなり即位大嘗なきハ在位の日
淺ければなり是れ皆止むを得ざるに出づ決
して皇代に加ふべからざる理由とハならざる
に似たり然るに彼の明識を以て聞えたる北畠
准后ハいふに「して日嗣に加へ奉らばと云はれ
「加心竊に怪まさるを得未元亨叙書以下の雜
書ハ蓋し廢帝の文字を見て全く帝代より降き
たるもめと思惟せしならむ廢帝ハ新主を立つ
る爲めに舊主の退位を促したる結果とも云ふ
べしいか又北條氏の戦勝の餘勢を以て滔天の
逆威を振ふと雖も溯りて承久三年七月九日以

前の帝位までも廢し得べきに非ざるれば
仲恭帝ハ承久三年四月二十日より七月九日ま
下の儼然たる一代の帝王にして爾来文暦元年
五月二十一日崩御まで十四年間ハ所謂廢帝と
見ざるを得べし帝王編年記に退位十四年號_二後廢
帝と云へるもの即ち是なり降りて明治三年七
月に至り正しく之を一代に定め追諡して仲恭
天皇と云ふ是れ即ち千乃世に亘りて動き可ら
ざる斷案なりと仰ぎ尊び奉るべし今諸書の文
を抄出し聊か意見を加へ後人をして致ふる所
有らしめむとす

東鑑二十五

○右仲恭帝の御事を主上行幸讓位先帝など

稱せしを見れば正しく帝王たることを認め
し證とすべし

増鏡二新島守

○右順徳院御讓位仲恭帝受禪御門又前の御
門或ハ承久の廢帝と云へるハ一代の帝王と
認めたること明なり

愚管鈔 皇帝年代記

○右代數の記載ハ順徳院よりて止みられたる今
上と書きたるを見れば一代の天皇と認めら
るならむ

帝王編年記卷二十四

○右後廢帝ハ前淡路廢帝に對したる名なれ
バ意義あれど大嘗を行ハぬ故半帝と稱する

事ハ其の意を得去蓋し世俗の戲稱なるべし
但帝代に加へたることハ明なり

皇代記

○右帝辨を列し治年月と書きたるを見れば
確に帝代より加へたる證とすべし

踐祚部類鈔

○右仲恭帝を九條前帝と稱して受禪踐祚を
認め新主と云ひ舊主と云ふを見れば一代の
帝王とせしこと明なり

歷代皇紀

○右九條先帝と書いて八十五と標したるを
見れば一代より立てたること明なり

皇年代略記

右帝號を列し在位年月を並書したるを見
此バ一代に加へたる證とすべし

公卿補任

○右の如く見えて仲恭帝を標せざるハ叙位
任官等の記事なき可為なり

神皇正統記

○右ハ仲恭帝を代數に加へぬ説なり讓位の
儀ありて神器を傳へしものをいふで即位の
礼なしとて之を代數より除きたるを

元亨釈書二十六

○受禪久しうを即位の儀なしとて帝系に
加へぬ説なり

神明鏡下

○右皇帝紀抄一代要記皇胤紹運録神明鏡等
ハ全ク仲恭帝を代數に加へぬ説なり

六代勝事記

○右ハ高倉安徳後鳥羽土御門順徳後堀河六
代なれば仲恭帝を代數に加へぬ説なり

Vertical columns of text within a red border, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in approximately 15 columns, with some characters appearing to be in seal script or a similar historical form.

Red markings or stamps on the right edge of the page, possibly indicating ownership or archival information.

